

[事案 29-104] 契約解除取消請求

・平成 30 年 1 月 16 日 裁定打切り

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除されたが、募集人から告知する必要はないと言われたこと等を理由に、解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 6 月に医療保険を契約し、数か月後に子宮がんで入院・手術を受けたので、入院給付金を請求したところ、5 年以内に子宮筋腫で受診していたことを理由に契約を解除された。しかし、以下の理由により、告知義務違反による契約の解除を取り消してほしい。

- (1) 募集人（申立人の夫）に対して、子宮筋腫による通院を話したところ、2 年以上も通院しておらず、治療も加療も投薬も受けていない、まして治癒したならそれは病気ではないから告知しなくてよいと言われたため、告知書に記入しなかった。
- (2) 2 年以上も前の診察で、治療等も投薬も一切受けていない人に告知の必要があるとはいえ、また、受診等の時期を間違えずに記入できるものではないため、自分に重大な過失はない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 告知書による告知が求められているため、募集人に対して何を話したかではなく、告知書の記載だけが告知の内容となる。
- (2) 告知書においては、治療や投薬だけではなく、医師による診察を受けたか否かも質問しているので、申立人の告知は、明らかに告知義務に違反している。
- (3) 申立人は、募集人に、医師とのやりとりを詳細に話しており、子宮筋腫との診断を受けた認識があることは明らかで、自分の受診日が 5 年以内であることを確認することは可能であった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人および募集人に対する事情聴取は後記の事情により実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の告知は、告知義務違反に該当すると認められるが、以下のとおり、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申立人が主張するとおり、募集人に告知妨害または不告知教唆にあたる事実があったか否かについて判断するためには、告知時の状況・経緯を明らかにする必要がある。しかし、これは申立人および募集人しか知り得ないことで、本件では、申立人と募集人の陳述以外に証拠となり得るものはない。
- (2) 本件においては、募集人は申立人の夫であり、両者は経済的に一体である、つまり申立人の利益が募集人の利益となる関係にあり、また、募集人はすでに保険会社を辞職しており、仮に申立人に有利となるような陳述をしても、募集人には不利益はない。
- (3) したがって、告知時の状況・経緯を明らかにするためには、裁判所における尋問手続きの

ように、陳述をする者に宣誓をさせたうえで、当事者に反対尋問権を保証した、具体的事実を明らかにするための手続きを経る必要がある。

- (4) しかしながら、当審査会は裁判外紛争解決機関であり、このような手続きを持たないため、当審査会の手続きにおいて上記の点について明らかにすることは困難であると言わざるを得ない。